

# 筆界特定制度等の利用のための相談所開設について

大阪弁護士会・大阪土地家屋調査士会から派遣された相談員（弁護士及び土地家屋調査士）が、**筆界特定制度**や**土地家屋調査士会ADR**、その他の紛争解決手段について、それぞれの内容、効果、費用等を説明するなど、相談内容に応じた適切な機関の紹介や案内をするための「振分相談所」を開設しています。

## 記

日 時            **毎週 火・木 曜日**    **午後 1 時 0 0 分 ~ 午後 4 時 0 0 分**  
                    (当日の予約受付は、午後 3 時 3 0 分まで)  
場 所            大阪法務局登記相談室（2階エレベーター前）

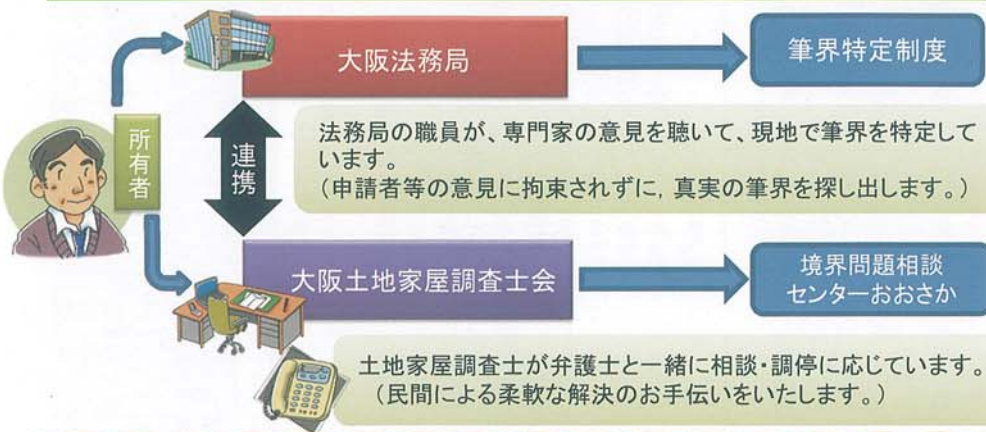
なお、相談は無料で、**予約制**となっておりますので、電話でご予約の上、相談にお越しくくださるようお願いいたします。

予約のお問い合わせは、電話    0 6 ( 6 9 4 2 ) 1 4 9 4    まで

※相談に際してお聞きした氏名、住所、電話番号等の個人情報及び相談内容等についての秘密は厳守します。

# 境界問題でお困りの方へ

## ① 境界問題で困ったときは...



## ② どこが違うの?



- 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

- \* 所有権に関する問題は対象にしません。

- 境界問題相談センターおおさかは、

境界問題全般を対象とします。

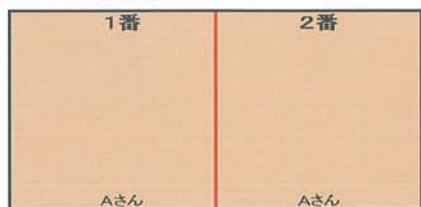
- \* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。



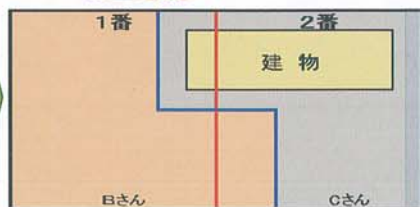
(参考)

## 筆界? 所有権界?

(昔)

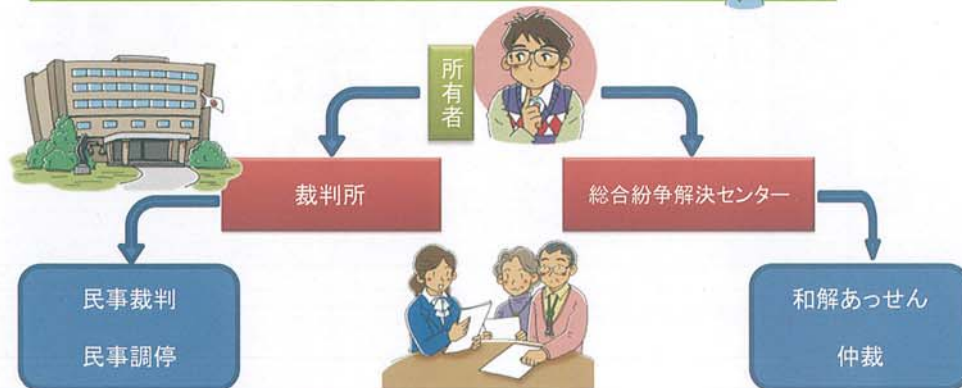


(今)



- 筆界...筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。
- 所有権界...所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

## ③ 他の解決方法



- \* 筆界特定制度についてのお問い合わせは

大阪法務局 電話 06(6942)1494

- \* 境界問題相談センターおおさかへのお問い合わせは

電話 06(6942)8750

大阪法務局・境界問題相談センターおおさか



筆界をめぐるトラブルを  
裁判によらずに解決する

## 「筆界特定制度」

- 筆界特定制度とは、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度です。
- 筆界特定とは、新たに筆界を決めることではなく、実地調査や測量を含む様々な調査を行った上、もともとあった筆界を筆界特定登記官が明らかにすることです。
- 筆界特定制度を活用することによって、公的な判断として筆界を明らかにできるため、隣人同士で裁判をしなくても、筆界をめぐる問題の解決を図ることができます。

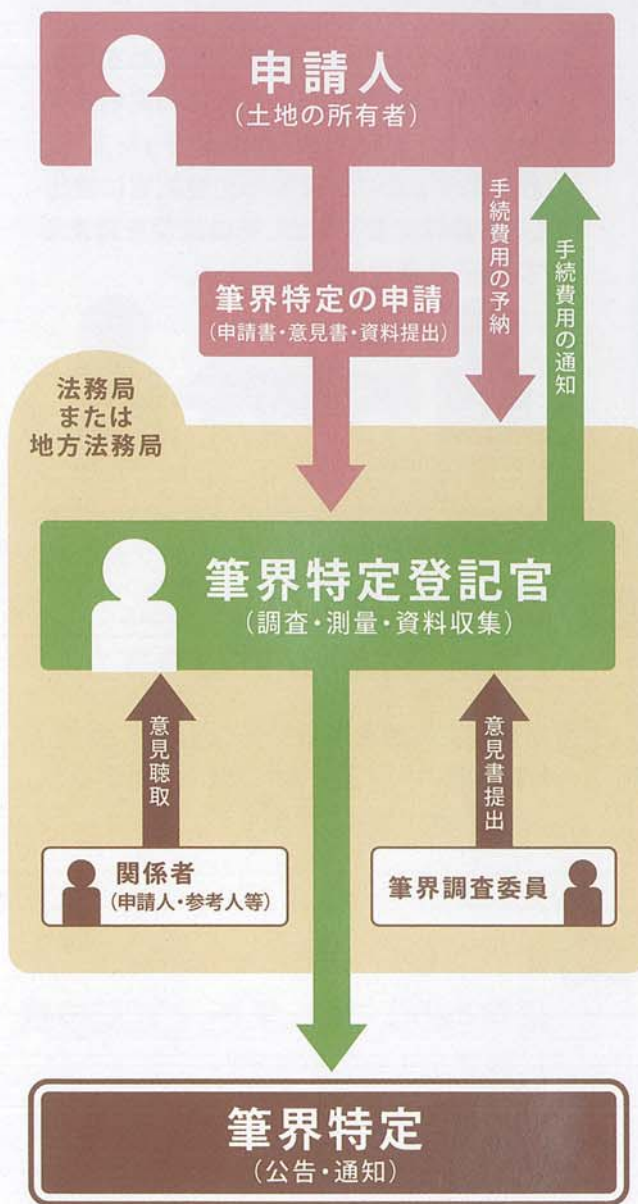
### 【ポイント】

- 筆界特定制度は、土地の所有権がどこまであるのかを特定することを目的とするものではありません。
- 筆界特定の結果に納得することができないときは、後から裁判で争うこともできます。

※「筆界」については、裏面のQ&Aをご参照ください。



## 筆界特定制度の流れ



筆界特定のご申請やご相談につきましては、  
お近くの法務局または地方法務局までお問い合わせください。

(平成24年8月)

ご存知ですか？

# 筆界特定 制度

筆界はどこ？

ここだと  
思うんだけどなあ。

法務局に  
相談してみようか。

法務省



Q 1

「筆界」って何ですか。



**A** 「筆界」とは、土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線であり、所有者同士の合意などによって変更することはできません。

これに対し、一般的にいう「境界」は、筆界と同じ意味で用いられるほか、所有権の範囲を画する線という意味で用いられることがあり、その場合には、筆界とは異なる概念となります。筆界は所有権の範囲と一致することが多いですが、一致しないこともあります。

Q 2 筆界特定とは、どのような制度ですか。

**A** ある土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線（筆界）を、現地において特定することです。新たに筆界を決めるものではなく、調査の上、登記された際に定められたもとの筆界を、筆界特定登記官が明らかにすることです。

Q 3 筆界特定において、筆界はどのように特定されるのですか。

**A** 筆界調査委員という専門家が、これを補助する法務局職員とともに、土地の实地調査や測量などさまざまな調査を行った上、筆界に関する意見を筆界特定登記官に提出し、筆界特定登記官が、その意見を踏まえて、筆界を特定します。



Q 4 筆界特定制度の特色は、どのような点にありますか。

**A** 筆界特定制度を活用することにより、裁判よりも迅速にトラブルを解決することができ、費用負担も少なく済みます。

Q 5 筆界特定の申請は、誰が行うことになるのですか。また、どこに申請したらよいのですか。

**A** 土地の所有者として登記されている人やその相続人などが、対象となる土地の所在地を管轄する法務局または地方法務局の筆界特定登記官に対して、筆界特定の申請をすることになります。

Q 6 筆界特定には、どのくらいの手数料が必要となりますか。

**A** 申請の手数料は、土地の価格によって決まります。たとえば、申請人の土地とその隣の土地の価格の合計額が4,000万円である場合には、申請手数料は、8,000円になります。

Q 7 手数料以外に費用が必要となりますか。

**A** 手続の中で、測量が必要となることがあります。そのときには、測量費用を負担する必要があります。

Q 8 法務局から「筆界特定の申請がされた旨」の通知が届きました。どうすればよいのでしょうか。

**A** お隣の方が筆界特定の申請を行ったことをお知らせする通知です。必要に応じて、法務局から連絡がありますので、ご協力をお願いします。



筆界特定のご申請やご相談につきましては、お近くの法務局または地方法務局までお問い合わせください。